

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成31年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成31年2月20日、沼田町土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成31年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成31年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 石狩市浜益区浜益461の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 変更後の指定施業要件

目 次

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	1
○土地改良事業計画の変更の認可.....	(農業施設管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	1
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	2
○道路の供用の開始.....	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	2
○建設業者に対する監督処分.....	(建設管理課)	3

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定.....	(維持管理防災課)	4
-------------------------	-----------	---

総合振興局告示及び振興局告示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定.....		4
---------------------------	--	---

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		4
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		4
○特定調達契約に係る入札の公告.....		5
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		6
○特定調達契約に係る入札の公告.....		7

道立近代美術館告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		8
○特定調達契約に係る入札の公告.....		9

告 示

北海道告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年10月12日、オロン土地改良区の定款の変更を認可した。

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第144号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を洞爺湖町役場の掲示場に掲示した。

平成31年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成31年北海道告示第37号
- 2 所在が不明な者 小岡 金次郎

北海道告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 金山幾寅停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	空知郡南富良野町字東鹿越道有林145林班地先から 同郡南富良野町字東鹿越道有林145林班地先まで	平成31. 3. 1
道道 美馬牛神楽線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	上川郡美瑛町字瑠辺薬1687番2地先から 同郡美瑛町字瑠辺薬10963番地先まで	平成31. 3. 1

北海道告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月1日

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
池売の沢川(Ⅱ-34-0210)
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町振内町(次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トエナイの沢川(Ⅱ-34-0220)
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別(次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ヌキノ沢川支川(Ⅱ-34-0240)
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別(次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
アブシの沢川(Ⅱ-34-0250)
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別(次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

鶴居鶴居東3丁目（Ⅱ-9-53-2147）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
阿寒郡鶴居村鶴居東3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中雪裡西1の沢川（Ⅱ-91-0420）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
阿寒郡鶴居村字雪裡、字雪裡原野北20線西（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オンネ久著呂2の沢川（Ⅱ-91-0430）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
阿寒郡鶴居村字中久著呂、字久著呂原野北38線東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
振内川（Ⅱ-34-0120）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町振内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取貫気別1（Ⅰ-3-348-1988）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取振内（Ⅱ-3-216-1389）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町振内町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取岩知志2（Ⅱ-3-217-1390）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町字岩知志（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取貫気別2（Ⅱ-3-218-1391）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町字貫気別（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第148号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成31年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成31年2月8日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 アキ工業株式会社 日向 昭彦
 - (2) 主たる営業所の所在地 虻田郡ニセコ町字元町79番地45
 - (3) 建設業の許可の番号 (般-28) 後第1622号
- 3 処分の内容 許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

平成31年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名 河川名 閲覧場所
二級河川厚別川 厚別川 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課及び門別出張所

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成31年3月1日

北海道空知総合振興局長 佐々木 誠也

- 1 認可番号 空札建指第1662号
- 2 認定年月日 平成31年2月20日
- 3 対象区域 砂川市西7条北3丁目1-1、1-2、1-3、2、西8条北3丁目1-1、1-3、西7条北2丁目2-1、2-3、3-1、3-3、4、5、6、7、8、9、10、11、12
- 4 申請者の住所及び氏名 砂川市西6条北3丁目1番1号
砂川市長 善岡 雅文

- 5 縦覧図書の縦覧場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課
砂川市建設部建築住宅課

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第20号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年3月1日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 90台
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月12日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 大丸株式会社
 - (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 随意契約に係る契約金額
12,266,640円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁上川教育局告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月1日

北海道教育庁上川教育局長 中島 康則

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成31年3月1日に一般競争入札の公告を行うスクールバス賃借契約
- (2) 資格 スクールバス賃借契約入札参加資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。
- (2) 審査申請日以前過去2年間において、種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成31年3月1日（金）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の

(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月1日

北海道教育庁上川教育局長 中島康則

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道名寄産業高等学校スクールバス賃借契約

イ 北海道東川養護学校スクールバス賃借契約

ウ 北海道鷹栖養護学校スクールバス賃借契約

調達予定数量については、別紙のとおりとする。

なお、別紙は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。

アからウまでの入札については、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成31年4月8日から平成32年3月24日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道教育庁上川教育局告示第10号に規定するスクールバス賃借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時

ア 1の(1)のア 平成31年3月20日（水）午前11時

- イ 1の(1)のイ 平成31年3月20日(水)午後1時15分
ウ 1の(1)のウ 平成31年3月20日(水)午後2時30分
(送付による場合は、同月19日(火)午後4時までには必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ (<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/chintai.htm>) においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
(1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電話番号 0166-46-5862
- 10 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured :
a The school bus rental contract of Hokkaido Nayoro Industry High School
b The school bus rental contract of Hokkaido Higashikawa Special Needs School
c The school bus rental contract of Hokkaido Takasu Special Needs School
B Bid tendering date and time :

- a 11:00 A.M., March 20, 2019
b 1:15 P.M., March 20, 2019
c 2:30 P.M., March 20, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 19, 2019)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁釧路教育局告示第11号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成31年3月1日

北海道教育庁釧路教育局長 鈴木 淳

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成31年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成31年3月1日に一般競争入札の公告を行う釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約
(2) 資格 釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)
(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59

号)による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成31年3月1日(金)から同年4月12日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、釧路教育局のホームページ(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
(3) 電話番号 0154-43-9274

北海道教育庁釧路教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成31年3月1日

北海道教育庁釧路教育局長 鈴木 淳

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

釧路管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 13校 合計 1,029 kW
イ 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 13校 合計 2,441,595 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道教育庁釧路教育局告示第11号に規定する釧路管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局会議室
(送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 平成31年4月19日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月18日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁釧路教育局のホームページ(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
ウ 電 話 番 号 0154-43-9274

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kushiro Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,029 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,441,595 kWh

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 19, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 18, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1, Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
Phone : 0154-43-9274

道立近代美術館告示

北海道立近代美術館告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月1日

北海道立近代美術館長 嵐 田 昇

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成31年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成31年3月1日に一般競争入札の公告を行う北海道立近代美術館電力需給契約

(2) 資 格 北海道立近代美術館電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(1)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成31年3月1日（金）から同月22日（金）まで（月曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道立近代美術館のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/knb/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道立近代美術館総務企画部総務企画課
- (2) 所在地 郵便番号 060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目
- (3) 電話番号 011-644-6881

北海道立近代美術館告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月1日

北海道立近代美術館長 嵐田 昇

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道立近代美術館で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 370 kW
- イ 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 837,200 kWh
- ウ 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 429,300 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成31年6月1日から平成32年5月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成31年北海道立近代美術館告示第6号に規定する北海道立近代美術館電力需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立近代美術館

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北1条西17丁目 北海道立近代美術館2階映像室（送付による場合は、郵便番号 060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目 北海道立近代美術館総務企画部総務企画課）

(2) 入札日時 平成31年4月11日（木）午前10時（送付による場合は、同月10日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道立近代美術館のホームページ（<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/knb/nyuusatsujuyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 北海道立近代美術館で使用する電力

(ア) 予定契約電力 370 kW

(イ) 年間予定電力使用量

a 平日 837,200 kWh

b 休日 429,300 kWh

イ 予定時期 平成31年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2)ア 名称及び数量 北海道立三岸好太郎美術館で使用する電力

(ア) 予定契約電力 41 kW

(イ) 年間予定電力使用量

a 平日 139,800 kWh

b 休日 70,900 kWh

イ 予定時期 平成31年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数がある

ときは、その端数を切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。

イ 契約の締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正に伴い消費税及び地方消費税に変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道立近代美術館総務企画部総務企画課

イ 所在地 郵便番号 060-0001 札幌市中央区北1条西17丁目

ウ 電話番号 011-644-6881

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hokkaido Museum of Modern Art

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 370 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year :

(a) 837,200 kWh (Weekday)

(b) 429,300 kWh (Weekend)

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 11, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 10, 2019)

C Contact : The General Affairs and The Planning Division, Hokkaido Museum of Modern Art, Kita 1-jo Nishi 17-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-0001 Japan

Phone : 011-644-6881
